

SOFTIC賛助会員セミナー【第7回】

クラウドコンピューティングと著作権
～文化庁調査研究報告書と米国裁判例を踏まえつつ～

2012年2月23日

神奈川大学経営学部

奥邨 弘司

※個人の意見・感想です



◆目次

- 1 クラウドコンピューティングとは何か
- 2 クラウド・コンピューティングと著作権
 スタンドアローン・クラウド・従来型ネットサービス
- 3 同期とロッカーサービス
- 4 ロッカーサービスと著作権
 MYUTA事件・MP3tunes事件・日米の違いの源泉



[3]



1 クラウド・コンピューティングとは何か

◆NISTの定義

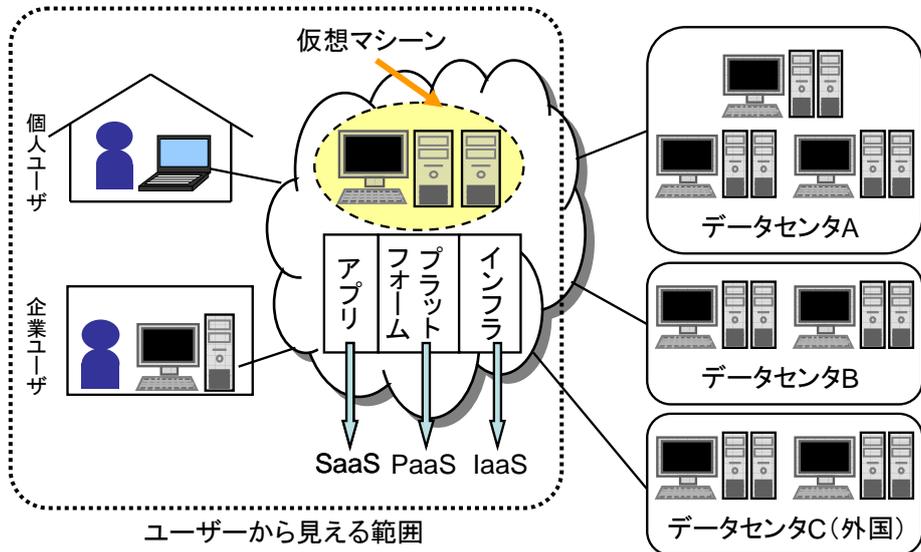
Cloud computing is a model for enabling convenient, on-demand network access to a shared pool of configurable computing resources (e.g., networks, servers, storage, applications, and services) that can be rapidly provisioned and released with minimal management effort or service provider interaction.

クラウド・コンピューティングとは、最小限度の、管理努力またはサービス提供者とのやりとりによって、迅速な提供や解放が可能であり、かつ構成の変更が可能な共同利用コンピュータ資源(例: ネットワーク、サーバ、ストレージ、アプリケーションその他のサービス)への簡便かつオンデマンドのネットワークアクセスを可能とするモデルのことである。



[4]

◆クラウド・コンピューティングの概念図



[5]

仮想化技術の恩恵

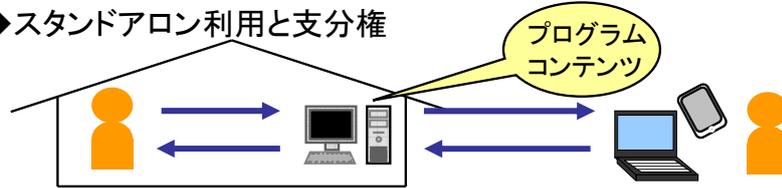
On Premise		Cloud
準備期間必要	導入	即日可
自己管理	★管理の手間	ほとんど不要
限定的	★スケーラビリティ	自由度高い
限定的	★構成変更	容易
所有	★設備 (ハード・ソフト)	使用
初期投資 運用費用	コスト	使用料 (原則:従量制)

ただ、これらの特性は著作権法とは直接に関係しない

[6]

2 クラウド・コンピューティングと著作権

◆スタンドアロン利用と支分権



プログラム・コンテンツなどは、全て手元の自分のコンピュータに保存して、利用・使用する

①

②

外出先でも利用・使用する場合は、物理的にプログラムなどを持ち出すか、自宅機とモバイル機間で相互に送信して行う

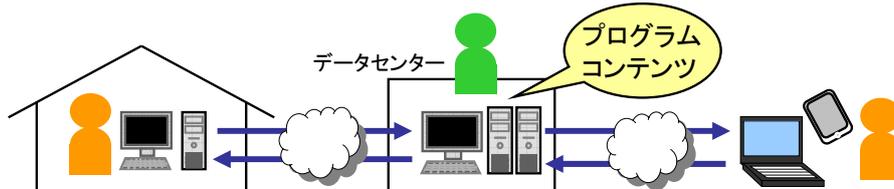
③

④

- ①: 複製権 [許諾の有無? 私的複製? 47条の3?]
- ②: 原則、権利[公衆送信権・上映権など]働かず
- ③: 複製を伴う場合のみ複製権 [基本①同様]
- ④: 原則、権利[公衆送信権]働かず

[7]

◆クラウド・コンピューティングと支分権



プログラム・コンテンツなどは、全てクラウド(データセンター)上に保存して、利用・使用する

⑤

⑥

		業者	
		主体	関与
ユーザ	主体	(c)	(a)
	関与	(b)	

そもそもの問題として、⑤や⑥の行為(利用)の主体はユーザなのか、クラウドサービス提供者なのか?

物理的・日常的視点 → ユーザが利用主体

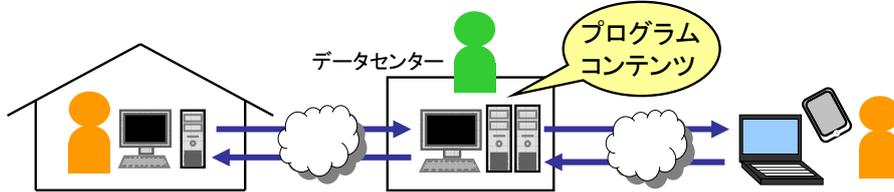
規範的視点 → 業者が利用主体の場合も

ロクラク最判(まねきTV最判)・カラオケ法等の規範的利用主体論

※ユーザも業者も主体ということもあり得る

[8]

◆クラウド・コンピューティングと支分権



プログラム・コンテンツなどは、全てクラウド(データセンター)上に保存して、利用・使用する

⑤

⑥

		業者	
		主体	関与
ユーザ	主体	(c)	(a)
	関与	(b)	

⑤: 複製権

(a) (c) ユーザ [許諾の有無? 私的複製?(+30条1項1号?)
企業内複製? 47条の3?]

(a) 業者 [119条2項? 差止め? 損害賠償?]

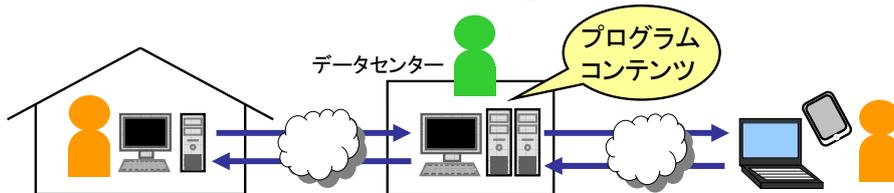
(b) (c) 業者 [許諾の有無?]

(b) ユーザ [差止め? 損害賠償?]

※バックアップについて 業者 [47条の5?]

[9]

◆クラウド・コンピューティングと支分権



プログラム・コンテンツなどは、全てクラウド(データセンター)上に保存して、利用・使用する

⑤

⑥

		業者	
		主体	関与
ユーザ	主体	(c)	(a)
	関与	(b)	

⑥: 公衆送信権(送信可能化(権)を含む)

(a) (c) ユーザ 個人[原則、権利働かず]

企業[構内LAN? 許諾の有無?]

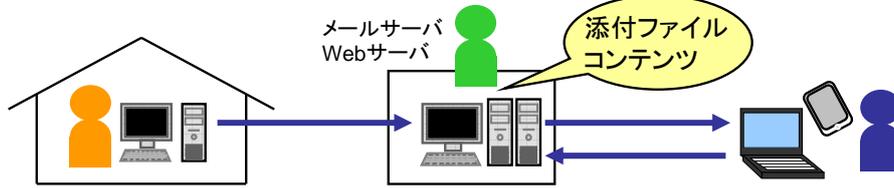
(a) 業者(関与者)[差止め? 損害賠償?]

(b) (c) 業者 [ユーザの公衆性? 許諾の有無?]

(b) ユーザ(関与者)[差止め? 損害賠償?]

[10]

◆従来型ネットワークサービスと支分権



{ 電子メールを送信する過程で
Webサイトの場合は常に }

コンテンツなどが、ネット上のサーバに保存され、送信される

⑦ ⑧

⑦〔複製権〕については、⑤〔複製権〕と同様の問題が存在する

⑧〔公衆送信権〕については、⑥〔公衆送信権〕と同様の問題が存在する

※⑧(a)(c)の場合、ユーザ発のメールには公衆送信権が働かない場合が多い

従来型ネットワークサービスでも、潜在的には存在した問題の顕在化

【11】

【補足：30条1項1号問題】

著作権法30条1項・・・私的使用目的の複製についての権利制限規定

1号 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器）

{ 同機器を使用した複製 → 30条1項の対象外
同機器を著作権等を侵害する複製のため → 119条2項
に営利目的で他人に使用させる行為 }

選撮見録地裁判決、『著作権法の新論点』（商事法務）425頁、柴田解説107頁等

<論点> 影響を妥当な範囲に留めるにはどうすればよいか？

- ・公衆用設置自動複製機器か？ （そもそも想定していたか）
- ・付則5条の2は適用されないか？ （文書又は図画）
- ・47条の5との関係は？
- ・ライセンスがあると考えられないか？
- ・故意はない？ （未必の故意 加戸逐条729頁）

【12】

【補足： 構内LAN問題】

公衆送信の定義(2条1項7号の2)

①公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信・・・(略)・・・を行うことをいう。



②電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内・・・(略)・・・にあるものによる送信・・・(略)・・・を除く。



③その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内を除く



④プログラムの著作物の送信を除く

①によって、原則、企業内ネットワークは全てが対象

②によって、構内LANは対象外 → イン트라ネットでも建物間は対象内

③によって、構内LANでも、事業主体が同一のもののみ対象外

④によって、プログラムは構内LANでも公衆送信となる

【13】

【補足： 47条の3、47条の5】

47条の3

プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案・・・をすることができる。

- ・データセンターにバックアップできるか？
- ・クラウド上のプログラムをバックアップして良いか？ など

47条の5

「インターネットサービスプロバイダ等のサーバー管理を業とする者により、①アクセス集中による送信の遅滞等の防止(ミラーリング)、②サーバーへの障害発生時における復旧(バックアップ)、③著作物の送信の中継の効率化(キャッシング)等の目的で行われる複製行為について、権利制限」する規定〔文化庁HPより引用〕

- ・データセンターでサービス提供者が行う各種バックアップについてこの規定の適用があるか？

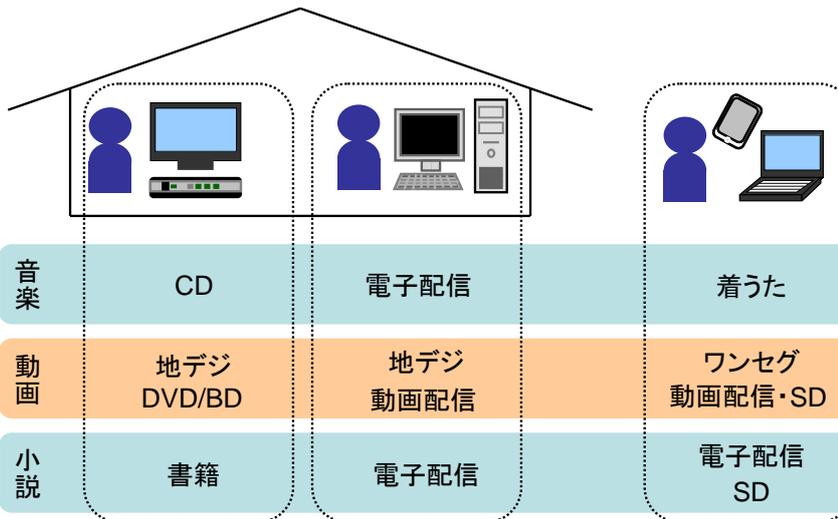
【14】

3 同期とロッカーサービス



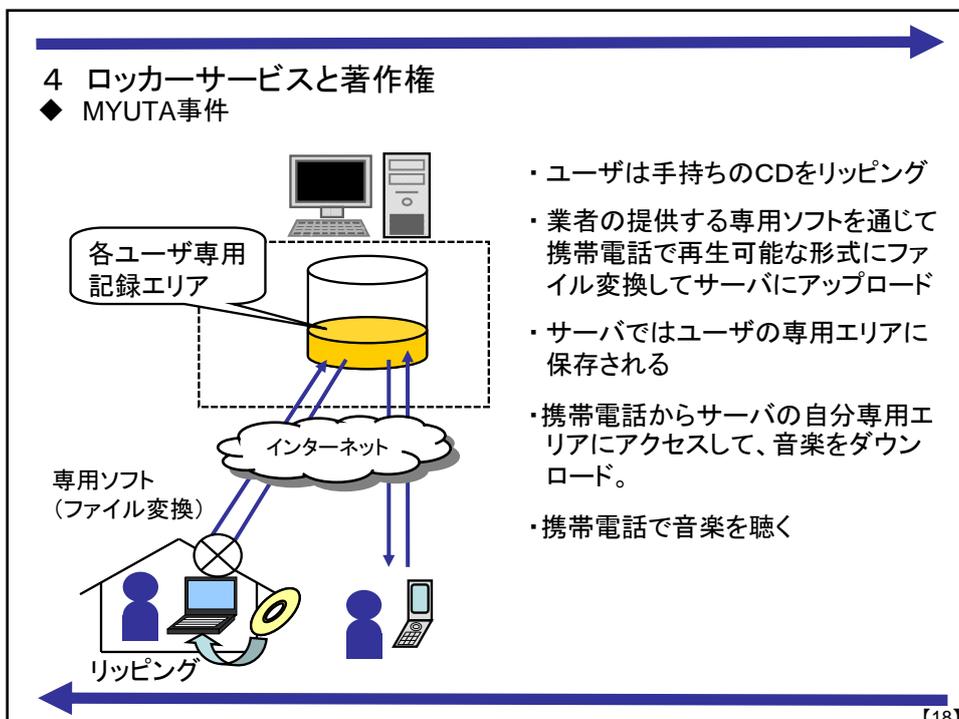
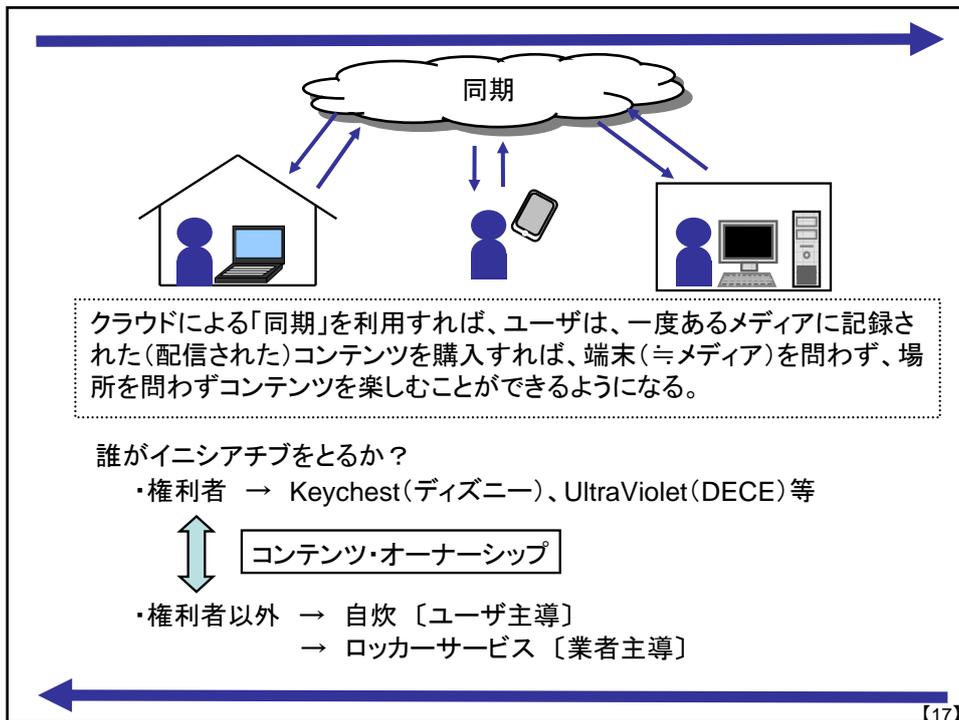
個人ユーザがクラウドを使用する最大のメリットは、データが「同期」していること。いつでも、どこでも、どんな機器でも、同じデータを扱える、という便利さ。

【15】



コンテンツの世界では、CE系、IT系、モバイル系の間で同期がとれる環境が整備されていない ⇒ ユーザの不満 ⇒ 「自炊」(自分でデジタル化)

【16】



【判旨】

- ① 本件サービスで複製・送信は不可避的かつ極めて重要なプロセス
- ② 本件サービスにおける複製・送信に中心的役割を果たすサーバは、業者の所有であり、業者が支配・管理
- ③ 業者は、本件サービスを利用するに必要不可欠なソフトを作成して提供、かつソフトは、サーバと連動し認証をうけないと作動しない
- ④ サーバにおける複製・送信は、ソフトや携帯がサーバと連動して機能するように、業者によってシステム設計されている
- ⑤ ユーザが個人レベルでデータ形式を変換するのは相当程度に困難
- ⑥ ユーザは、サーバにどの楽曲を複製するか等の操作の端緒となる関与を行うが、複製・送信に不可欠なソフトの仕様などは業者によって予め決定され、複製・送信は専ら、業者の管理下にあるサーバで行われる
- ⑦ サービスは有償である

規範的侵害主体論[カラオケ法理？ 総合考慮論？]に基づき

→ 業者が複製・送信に関する権利侵害の主体である

(主体である業者からみてユーザは公衆にあたる)

【19】

【補足： 規範的利用(侵害)主体論】

以下、ここでの議論のための用語法

- ・直接利用者(利用主体)
物理的視点で直接に著作物の利用行為を行っている者
例：カラオケスナックで歌う客、テレビ番組転送サービスのユーザ
- ・間接利用者
直接利用者の著作物利用行為に間接的に関与している者
例：カラオケスナックのオーナー、テレビ番組転送サービス提供者

間接利用者に対する損害賠償請求

→ (共同)不法行為の問題として処理される

間接利用者に対する差止請求

→ 差止請求の相手方は侵害(利用)主体



一部の間接利用者を、規範的に利用主体と評価して差止請求の相手方とすることを可とする

[手足論 カラオケ法理・総合考慮論 etc.]

管理支配+営業上の利益

【20】

2 MP3tunes事件事実審理省略判決

Capitol Records, Inc. v. MP3tunes, 2011 U.S. Dist. LEXIS 93351 (SDNY 2011)
※2011年8月22日判決 ただし10月25日一部修正

当事者

原告：EMIをはじめとするレコード会社・音楽出版社(計15社)

被告：MP3tunes社およびRobertson氏(CEO)

事案の概要

次頁「サービスのイメージ図」参照 [ミュージック・ロッカー・サービス]

EMIの北米子会社(訴外)は、①自社の音楽350曲とそれを侵害するサイトのアドレスを特定した削除通知と、②EMIのアーティスト名の一覧表と「特定されていなくても当社の著作物を全て削除すること」を求めた通知とをMP3tunesに対して送付した。

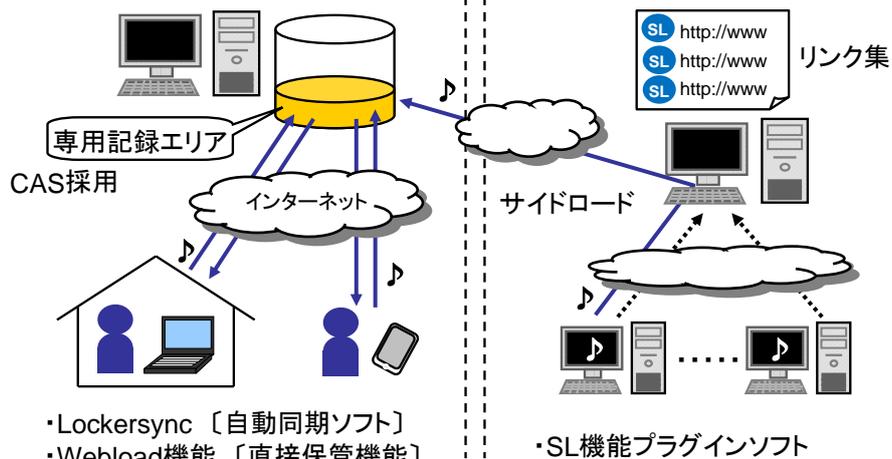
MP3tunesは、①で特定されたリンクをsideload.comより削除したが、ユーザのロッカーに保存されたファイルは削除しなかった。なお、EMIの北米子会社に対して、侵害リンクの特定を要請したが、子会社は②で十分と返答した。(その後も同様のやりとりがあった。)

[21]

◆ MP3tunes事件事実審理省略判決

MP3tunes.com [無料/有料]

Sideload.com [無料]



各ユーザが、個々のファイルをどのサイトからSLしたかをシステムが記録

[22]

【判決の構造と結論】

DMCAによるセーフハーバの適用があるか？
反復的侵害者[対処]ポリシーの実践 → OK
DMCA準拠削除通知への対応 → ※
現実の認識・危険信号の認識はないか？ → ない
侵害行為への管理権はないか？ → ない

※ 特定されたURLをsideload.comより削除したことはOK
そこからユーザのロッカーに保存された侵害ファイルを
削除しなかったのはNG

セーフハーバが適用されない部分について著作権侵害の成立
直接侵害(ユーザによる違法物ダウンロード) → 成立
寄与侵害(業者による認識+重大な寄与) → 成立

結論: セーフハーバが適用されない部分についてMP3tunesに寄与
侵害の成立を認めた

[23]

【補足: DMCAのセーフハーバ】

・DMCAセーフハーバ : 512条

- (a) 透過的デジタルネットワーク通信の場合
- (b) システムキャッシング
- ✓(c) ユーザの指示によりシステム上に存在する情報の場合
- ✓(d) 情報検索ツールの場合

裁判所は、本件の場合、以下のような適用の可能性があったとした
ミュージック・ロッカーサービス → 512(c)条
Sideload.comサービス → 512(d)条

[24]

【補足： DMCAセーフハーバの要件】

512(d)条もほぼ同じ

512(c)条のセーフハーバ ← 以下の全てが満足されること

- ① サービスプロバイダであること
- ② 以下の(a)(b)をともに満足する適格サービスプロバイダであること
 - N/A (a) 標準的技術的手段に適応しかつ阻害しないこと
 - (b) 反復的侵害者対処ポリシーを告知し実践していること
- ③ 以下の(c)(d)のいずれかであること
 - (c) (i)～(iii)の全てを満たすこと
 - (i) 侵害素材・行為について現実の認識を有しない
 - (ii) 侵害素材・行為を明白とする事実・状況(危険信号)を認識せず
 - ➡(iii) DMCAに準拠した通知を受領していない
 - △(d) (c)を満たさない場合、その原因となった問題の侵害素材迅速に除去・送信停止する
- ④ 以下の(e)(f)のいずれかであること
 - (e) 侵害行為の管理権・能力を有しない
 - (f) 管理権・能力を有すが、侵害行為に直接的に帰する利益を受領せず

【25】

【補足： 判旨】

- ②(a)： 標準的技術的手段に適応しかつ阻害しないこと
 - ・単なるフィルタリング技術の意味ではない
 - ・法定基準を満たす「標準的技術的手段」は現時点で存在せずとされる
 - ・「適応(accommodate)」であって「採用」ではない
- ②(b)： 反復的侵害者対処ポリシーの実践
 - ・CCBill事件判決の3基準を満たしていることがポイント
 - (1) 削除通知を扱うシステムを有すること
 - (2) 著作権者が通知を発行することを妨害しないこと
 - (3) 適切な状況下では、反復的に、または露骨に、著作権を侵害するユーザを解約すること
 - 何が適切かは、プロバイダーの裁量が大
 - ・「反復的侵害者対処ポリシー」＝「三振ルール」ではない

【26】

【補足：判旨】

③(c)(iii)および(d)：DMCA準拠通知への対応

(ア)侵害サイトのアドレスを特定した通知

- ・被侵害著作物を特定し、侵害素材を探知可能な形で特定する(URLなど)が必要である
- ・プロバイダは、特定された素材を削除すればよい(特定されていないが)侵害しているかもしれない他の素材を検索したり削除したりする必要はない
- ・MP3tunesは、(ア)の通知に関して
 - sideload.comよりアドレス削除 → セーフハーバ適用
 - ユーザのロッカーから削除せず → セーフハーバ不適用

侵害素材を特定するのは権利者

「MP3tunesのようなプロバイダが、ユーザが、インターネット上にアップされている著作物を検索し、それを自身の個人アカウントに保存できるようにする場合、DMCAの保護を得るためには、(1)保存された著作物が元あったサイトとそのwebアドレスを記録し、(2)著作権者が、その他の点ではDMCAに準拠した通知によって、元あったサイトを特定するならば削除する、ことをしなければならない。」

[27]

【補足：判旨】

③(c)(iii)および(d)：DMCA準拠通知への対応

(イ)特定せず「当社の著作物全てを削除願う」とする通知

→通知として不十分

DMCA(512(c)(3)条)に準拠する通知とはいえない

さらに、現実の認識や危険信号を認識させる通知にもならない

〔③(c)(i)〕

〔③(c)(ii)〕

③(c)(i)および(ii)：現実の認識・危険信号の認識の不存在

- ・侵害が蔓延しているだろうとの一般的な認識では不十分
- ・何らかの調査をしなければ侵害が判明しない場合も、認識を有しているとはえない ← 侵害探知は権利者の負担

④(e)および(f)：侵害行為の管理権・能力、利益の帰属

→ MP3tunesには管理権・能力はなく、利益も帰属していない

・システムの管理権(掲載コンテンツの削除権など)では不十分

[28]

【補足：判旨】

ポイント： DMCAのセーフハーバの対象とならない部分(削除通知に被侵害著作物とそれをアップしたサイトのアドレスが特定された音楽に関して、ユーザのロッカーから削除しなかったこと)について著作権侵害の成否が論じられている

寄与侵害の成否 ⇨ 成立

直接侵害(ユーザーによるサイドロード)は成立

- ・ ユーザが通知中に特定されたEMIの音楽を無許諾でサイドロードしたことは著作権侵害にあたる

直接侵害についての認識がある

- ・ EMIは、削除通知を送付し、ユーザが侵害サイトを訪れサイドロードしたことも立証
- ・ リンク削除後も、ロッカーにサイドロード済みの侵害音楽をユーザが自由にダウンロードできることをMP3tunesは認識

直接侵害に対する重要な寄与がある

- ・ ユーザは、侵害品をダウンロードし、保存し、再生するために、MP3tunesのサーバのみを利用している

【29】

【補足：MP3tunesによる公の実演権の直接侵害】

直接侵害の成否 ⇨ MP3tunesについては否定

EMIの主張：MP3tunesはCASを採用しているので、複数のユーザーに対して、同一のファイルを元にして送信を行っているので「公の実演権」侵害〔公の実演権≒公衆送信権〕

〔The Cartoon Network事件の反対解釈〕

特定のファイル(=複製物)を元にした送信が、公衆に向けたものである場合に、公の実演権侵害となる

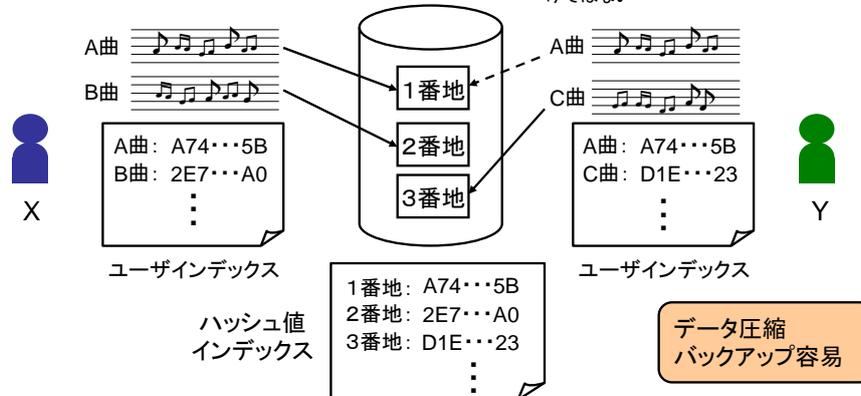
CAS[内容検索型記憶]とは〔wikipedia英文の記述参照〕
記録したコンテンツを場所(番地など)で特定するのではなくて内容(ハッシュ値などの一意のID)で特定する方式。内容が変更されないデータの記録に向く。同じデータは一度のみ記録。データ読込高速、管理容易、記録効率に優れる。

- ・ マスターコピーではなくて、データ圧縮技術にすぎない(アップロードされた音楽そのもののコピーが存在する)
- ・ The Cartoon Network事件はケーブルテレビ局の事件でありMP3tunesは、ユーザの指示によって、自動的・受動的に、蓄積されたコンテンツを再生するシステム

【30】

【補足：CAS[内容検索型記録]のイメージ】

*あくまでも機能をイメージするためのデフォルメした説明であり、技術的に正確というわけではない



- ・ XがA曲・B曲をHDDに記録。ハッシュ値が作成されインデックスに記録される。
- ・ YがA曲・C曲をHDDに記録しようとした場合、既に記録した音楽のハッシュ値と比較し、存在すれば記録せず(A曲)、存在しなければ記録する(C曲)。
- ・ ファイルが要求された場合は、インデックスで、曲名→ハッシュ値→番地 と検索特定して、ファイルを読み出す。

[31]

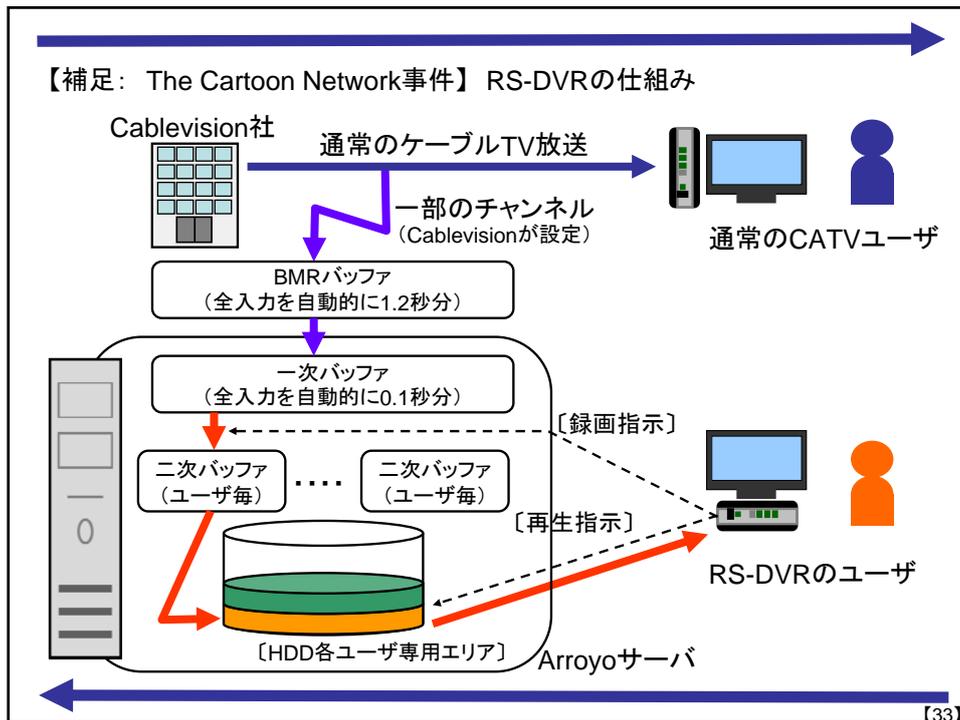
【補足： The Cartoon Network事件】 536 F.3d 121 (2d Cir. 2008)

RS-DVR(Remote Storage DVR)を使った、テレビ番組の遠隔録画再生システムをユーザに使用させた業者が、複製権および公の実演権の直接侵害に問われ、共に否定された事例

録画した番組の再生は、業者による公の実演権侵害となるか？

- ・ 送信の主体がユーザかどうかの判断を留保(業者が送信主体と仮定した上での判断)
- ・ 送信先に複製物が作成されない送信は「公の実演権」の範疇
- ・ RS-DVRではCASのような技術は採用されず、同一番組が録画された場合、各ユーザエリアに、ユーザ毎のファイルが併存
- ・ 地裁は、ファイルは異なっても、元となった著作物で考えると、同一の著作物を公衆に送信しているので公の実演権侵害とした
- ・ 控訴裁は、著作物単位ではなくて、複製物単位で考えるべきでありユーザ専用の複製物から特定ユーザにのみ送信されているに過ぎず、公の実演とはいえないとした

[32]



◆日米の違いの源泉

(1) 米国の場合 ← DMCA+間接侵害(従属説)論

- ・MP3tunesは、DMCAの適用がない部分が著作権侵害
- ・sideload.comのないオンライン・ストレージは？
 - { ユーザがフェアユースなら業者の間接侵害成立せず
 - { 仮に間接侵害となっても、DMCAが適用される可能性

(2) 日本の場合 ← 規範的侵害主体論+プロバイダ責任制限法

- ・規範的侵害主体(業者が複製・送信の主体)論
 - { ユーザが私的複製となっても業者の責任に関係なし
 - { 本当にユーザは私的複製(?) ← 30条1項1号等問題
 - { 送信主体 ≡ 発信者 → プロ責法適用なし[TVブレイク事件]

↑
侵害の蓋然性の高さの認識

[米国DMCA → プロバイダの不利にならず]

||
侵害特定は権利者の責任

隠れた論点

[34]

◆ 規範的利用主体論補足: MYUTA・まねきTV・ロクラクⅡ判決

- ・MYUTA事件はまねきTV・ロクラクⅡ最判後もgood lawか？
- ・仮にgood lawだとして、汎用ロッカーサービスの場合にどうなる？
← ⑤の技術的困難性(データ変換等)が、どの程度キーなのか？

ロクラクⅡ事件最判の論理を最も抽象化すると・・・

- (a)ユーザの自由意思を複製権侵害との関係で捨象するような状況(複製対象物を業者が提供)が存在し、かつ (b)複製機器など複製を実現する主たる側面を業者が担当している場合、業者が複製主体



汎用ロッカーサービスの場合、(a)が存在するといえるのか？

まねきTV事件最判の論理を記録媒体型送信可能化にアレンジすると・・・

インターネットに接続された自動(公衆)送信装置に情報を「記録する者」が(記録媒体型)の送信の主体



・「記録する者」=「複製する者」→ ロクラクⅡ事件の論理

ロクラクⅡ事件最判の論理に照らして汎用ロッカーサービス提供業者が複製主体といえなければ、送信主体にもならない？

[35]

より詳細には・・・

- ・「米国における関連事例の紹介 ～番組リモート録画サービスとロッカーサービスの場合」 ジュリスト1423号(2011)25頁以降
- ・「動画投稿共有サイト管理運営者と著作権侵害 ～民事責任に関する日米裁判例の比較検討」
 - (1)[米国裁判例] 知的財産法政策学研究33号(2011)105頁以降
 - (2)[TVブレイク] 知的財産法政策学研究35号(2011)239頁以降
 - (3・完)[比較検討] 知的財産法政策学研究36号(2011)121頁以降
- ・「ネットワーク型DVRシステムの運営者が直接侵害責任を負うか否かが争われた米国事例 The Cartoon Network v. CSC Holdings」 Softic Law News 117号(2008)1頁以降
- ・「The Cartoon Network v. CSC Holdings」 アメリカ法2011-2号掲載予定
- ・「MYUTA事件」東京地裁判決 Softic Law News 108号(2007)2頁以降
- ・「まねきTV・ロクラクⅡ事件最判後の著作権の間接侵害論」 パテント64巻11号(2011)89頁以降
- ・「判例研究:まねきTV事件最高裁判決について」 AIPPI56巻9号(2011)25頁以降
- ・「著作権侵害の教唆・幫助・間接侵害」 知財研フォーラム87号(2011)
- ・「米国における著作権侵害と差止命令」 コピライト2012年2月号

[36]